

食品安全委員会
食品安全確保総合調査実施要領

平成19年7月8日内閣府食品安全委員会事務局長決定
平成23年2月7日最終改正

食品安全委員会食品安全確保総合調査実施要領
(平成19年7月8日内閣府食品安全委員会事務局長決定)

第1 趣旨

本要領は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条1項6号に規定する科学的調査の一環として、食品安全委員会が行う食品安全確保総合調査（以下「調査」という。）について、「調査・研究企画調整会議の設置等について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定）及び「調査・研究企画調整会議の設置等について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定）を踏まえ、食品健康影響評価等に係る様々な課題に適時・適切に対応できるよう効果的かつ効率的に実施されることが重要であることから、その実施のための事務的な事項を定めるものとする。

第2 調査の実施期間

調査における実施課題ごとの実施期間は、当該実施課題に係る調査を開始する当該年度内とする。

第3 技術等審査会の設置

調査の適正かつ円滑な実施に資するため、次により食品安全確保総合調査技術等審査会（以下「技術等審査会」という。）を設置する。

(1) 構成員及び主査

- ① 技術等審査会は、食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）、事務局次長、総務課長、評価課長、勧告広報課長、情報・緊急時対応課長及びリスクコミュニケーション官並びに外部有識者により構成する。
- ② 技術等審査会に主査を置き、情報・緊急時対応課長をもって充てる。
- ③ 主査は会務を取りまとめる。
- ④ 技術等審査会は、主査が招集する。

(2) 審査事項

技術等審査会は、別紙「食品安全確保総合調査に係る技術等審査手順」に基づき、調査の実施に必要な技術等の審査（以下「技術等審査」という。）を行う。

第4 調査の対象課題の案の選定

1 調査の対象課題の案の提案

- (1) 食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）各課は、原則として、調査を開始しようとする前年度の2月末日までに、「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性について」に沿って作成した調査の対象課題の案に係る調査計画書（別記様式第1号）、技術等評価表（別記様式2号）及び所要の経費を試算した積算内訳（別記様式3号）（以下「調査計画書等」という。）を情報・緊急時対応課に提出する。
- (2) 情報・緊急時対応課は、各課から提出された調査の対象課題の案を「調査・研究企画調整会議の設置等について」第2の5に基づき設置された調査選定部会に提案する。

- (3) (1)の規定にかかわらず、事務局各課は、緊急に調査を実施する必要があるときは、随時、調査計画書等を情報・緊急時対応課に提出することができる。
- (4) 情報・緊急時対応課は、食品安全委員会委員が調査の対象課題の案を提案する場合にあっては、当該案に係る調査計画書等を作成する。ただし、情報・緊急時対応課は、必要に応じ、評価課及び勧告広報課に当該調査計画書等を作成させることができる。

2 調査の対象課題の案の選定等

事務局長は、「食品安全委員会食品安全確保総合調査の実施について」（平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定）第3の(2)に基づき報告された調査の対象課題について食品安全委員会において決定されたときは、速やかに調査計画書等を精査した上で一般競争入札に必要な手続を行う。

第5 応札者の技術等審査

事務局は、総合評価落札方式で入札を実施する場合は、「調査、広報及び研究開発に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について」（平成19年3月30日付け府会第290号内閣府大臣官房会計課長通知。以下「会計課長通知」という。）別紙「調査に関する入札に係る総合評価落札方式の標準マニュアル」の「総合評価方式（調査）」の手続きについて」の7に基づき、応札者の提案について採点を行い技術点を決定するため、技術等審査会において技術等審査を行うものとする。

第6 調査の実施に当たっての留意事項

契約手続を経て実施請負者が決定されたときは、調査計画書等を作成した課（以下「主管課」という。）は、実施請負者と実施課題に係る打合せ等を行い、仕様書に掲げる事項を遵守するよう調整、指示するとともに、当該実施課題の実施期間中においても、必要に応じて、実施請負者から進捗状況等を聴取・確認するなど、適正な調査の実施に努めるものとする。

第7 調査結果の活用

主管課は、調査結果の適切な活用に努めるとともに、その活用実績を調査選定部会を通じて調査・研究企画調整会議に報告する。

第8 庶務

調査の実施に係る庶務（技術等審査会の庶務を含む。）は、情報・緊急時対応課において処理する。

第9 その他

この要領に定めのない事項については、会計課長通知のほか、別に定めるところによるものとする。

附則

この改正は平成23年2月7日から施行する。

食品安全確保総合調査に係る技術等審査手順

1 基本的な考え方

食品安全確保総合調査において、総合評価落札方式による技術等の審査を行う場合、次の評価項目及び手順に従って行うものとする。

2 技術等の評価項目

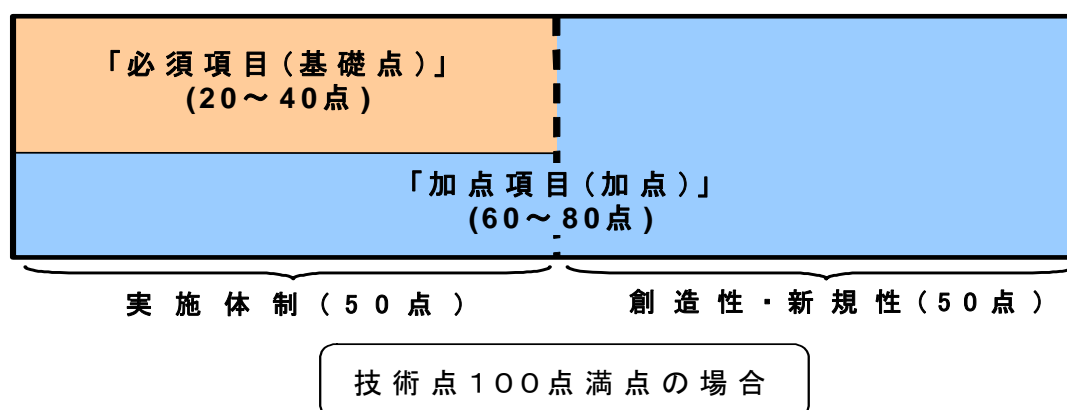
技術等の評価は、次の項目について評価する。

(1) 「必須項目」及び「加点項目」の評価

調査を実施するための最低限の水準を満たしているかを評価する「必須項目」及び優れた提案が行われた場合に評価する「加点項目」について評価を行う。

(2) 「実施体制等に関する項目」及び「創造性・新規性に関する項目」の評価

提案内容について実現可能性なものであるかを評価する「実施体制等に関する項目」及び提案内容の創造性・新規性を評価する「創造性・新規性に関する項目」について評価を行う。



3 技術等の審査手順

技術等の審査は、以下の手順により実施する。

(1) 技術等の審査の方法

技術等の審査は、仕様書及び技術等評価表に基づき、技術等提案書に対して、書面及びヒアリングにより審査を行う。

(2) 「実施体制等に関する項目」の審査

① 技術等の審査のうち、「実施体制等に関する項目」については、4の(1)の評価者により書面によって審査を行い、その結果を食品安全確保総合調査技術等審査会(以下「技術等審査会」という。)に報告する。

② 技術等審査会は、①の報告を踏まえて実施体制等に関する項目の審査結果を決定する。なお、「必須項目」とされた項目のうち1項目でも評価基準に合致していないと評価された場合は、不合格とし、「創造性・新規性に関する項目」の審査は行

わないこととする。

(3) 「創造性・新規性に関する項目」の審査

技術等の審査のうち、「創造性・新規性に関する項目」については、4の(2)の評価者によりヒアリングによる審査を行う。

(4) 技術等の審査結果の集計

情報・緊急時対応課は、(2)及び(3)により審査された採点結果を集計し、食品安全委員会事務局長に報告する。なお、採点結果の集計方法は、各評価者の平均点（小数点第2位未満を切捨て）とする。

4 評価者

(1) 「実施体制等に関する項目」の審査は、それぞれ次に掲げる担当者により行う。

① 主管課が評価課の場合

ア 評価課：課長、評価調整官、課長補佐(調整担当)、課長補佐(当該調査担当)

イ 総務課：課長補佐(庶務・委員会担当)

ウ 情報・緊急時対応課：課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当)

② 主管課が情報・緊急時対応課の場合

ア 情報・緊急時対応課：課長、課長補佐(管理担当)、課長補佐(当該調査担当)、課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当)

イ 総務課：課長補佐(庶務・委員会担当)

③ 主管課が勧告広報課の場合：

ア 勧告広報課：課長、リスクコミュニケーション官、課長補佐(管理・勧告・モニタリング担当)、課長補佐(当該調査担当)、リスクコミュニケーション専門官

イ 総務課：課長補佐(庶務・委員会担当)

ウ 情報・緊急時対応課：課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当)

(2) 「創造性・新規性に関する項目」の審査は、技術等審査会の構成員により行う。